

(本件に関する問合せ先)

企業年金連合会 会員センター

板屋、永井

TEL 03-5401-8712 FAX 03-5401-8727

2014(平成26)年度決算 財政・事業運営実態調査結果について

平成28年1月25日

企業年金連合会

企業年金連合会では、当連合会の会員である厚生年金基金及び確定給付企業年金を対象に、会員が今後の財政運営を検討する際の基礎資料として活用できるよう、会員共同事業として財政・事業運営実態調査を実施しております。このたび、「2014年度決算 財政・事業運営実態調査結果」が別添のとおり、まとまりました。(会員回答率：98.1%)

昨年度は、株価の大幅上昇等を背景に会員の資産全体の修正総合利回りは11.06%(当連合会資産運用実態調査)と4年連続のプラスとなり、好調な運用実績を反映して厚生年金基金及び確定給付企業年金の積立水準は、次のとおり改善しました。

◎厚生年金基金

※解散・代行返上計画に基づく財政検証を実施した厚生年金基金は、積立水準の調査対象としていない。

①【継続基準の積立水準^(注1)】

純資産額/責任準備金(1.00以上)

[単純平均：1.08(前年度1.02)]

1.00以上 126基金(84.0%)

1.00未満 24基金(16.0%)

②【代行部分の積立水準^(注2)】

純資産額/最低責任準備金(1.10以上)

[単純平均：1.46(前年度1.41)]

1.10以上 121基金(80.7%)

1.10未満 29基金(19.3%)

③【非継続基準の積立水準^(注3)】

純資産額/最低積立基準額 (0.96 以上)

[単純平均 : 0.95 (前年度 0.92)]

0.96 以上 72 基金(48.0%)

0.96 未満 78 基金(52.0%)

④【財政計算留保の基準^(注4)】

(数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金 (1.00 以上)

[単純平均 : 1.20] (前年度 1.16)]

1.00 以上 146 基金(98.0%)

1.00 未満 3 基金(2.0%)

⑤【標準掛金のみを掛金収入とした場合の本来の積立水準^(注5)】

純資産額/ (数理債務+最低責任準備金) (1.00 以上)

[単純平均 : 0.98] (前年度 0.91)]

1.00 以上 64 基金(40.8%)

1.00 未満 93 基金(59.2%)

(参考) 解散・代行返上計画に基づく財政検証を行った基金を含む平均

純資産額/責任準備金 1.03(前年度 0.99)

純資産額/最低責任準備金 1.27(同 1.33)

純資産額/最低積立基準額 0.87(同 0.88)

純資産額/ (数理債務+最低責任準備金) 0.92(同 0.87)

◎確定給付企業年金

①【継続基準の積立水準^(注1)】

純資産額/責任準備金 (1.00 以上)

[単純平均 : 1.25 (前年度 1.19)]

1.00 以上 618 基金(97.5%)

1.00 未満 16 基金(2.5%)

②【非継続基準の積立水準^(注3)】

純資産額/最低積立基準額 (0.96 以上)

[単純平均 : 1.30(前年度 1.19)]

0.96 以上 552 基金(87.1%)

0.96 未満 82 基金(12.9%)

③【財政計算留保の基準^(注4)】

(数理上資産額+許容繰越不足金)/責任準備金 (1.00 以上)

[単純平均 : 1.38 (前年度 1.33)]

1.00 以上 630 基金(99.8%)

1.00 未満 1 基金(0.2%)

④【標準掛金のみを掛金収入とした場合の本来の積立水準^(注5)】

純資産額／数理債務 (1.00 以上)

[単純平均：1.07 (前年度 0.96)]

1.00 以上	398 基金 (62.8%)
1.00 未満	236 基金 (37.2%)

- (注 1) 継続基準の積立水準：企業年金が今後も継続するという観点から検証する年金資産の積立水準で、将来の給付を賄うために必要な債務である責任準備金と純資産額を比較する。
- (注 2) 代行部分の積立水準：厚生年金基金が解散するという観点から検証する年金資産の積立水準の一つで、代行部分の国への返還額である最低責任準備金と純資産額を比較する。
- (注 3) 非継続基準の積立水準：企業年金が解散または終了するという観点から検証する年金資産の積立水準で、過去の加入期間に応じて発生している、給付の現価である最低積立基準額(代行部分は最低責任準備金)と純資産額を比較する。
- (注 4) 財政計算留保の基準：継続基準の財政検証に抵触した場合に掛金引上げの可否を判定する基準で、責任準備金と掛金計算用の年金資産(数理上資産額)に許容できるバッファー(許容繰越不足金)を加えた額を比較する。
- (注 5) 標準掛金のみを掛金収入とした場合の本来の積立水準：事前積立の観点から検証する年金資産の積立水準で、将来の掛金収入として標準掛金だけを考えた場合に、将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない本来の積立目標である数理債務(厚生年金基金の場合は「数理債務＋最低責任準備金」と純資産額を比較する。

2014(平成26)年度決算 財政・事業運営実態調査結果の概要

- 財政検証集計結果及び制度見直しの予定 -

平成28年1月25日
企業年金連合会
会員センター

I. 調査の目的

会員の財政・事業運営の実態を把握し、会員が今後の財政運営等を検討する際の基礎資料として活用できるよう、会員共同事業として2004年度より毎年実施。

(調査期間：2015年7月～10月)

II. 2014年度調査の対象及び回答数

	調査対象数	回答数	回答率
会員	1204	1181	98.1%
厚生年金基金	375	371	98.9%
確定給付企業年金(会員DB)	829	810	97.7%
基金型	579	576	99.5%
規約型	250	234	93.6%
確定給付企業年金(会員外DB)	2156	760	35.3%
基金型	15	11	73.3%
規約型	2141	749	35.0%

* 調査対象・厚生年金基金は、調査票の送付時点(平成27年8月24日)に現存する基金(前年度の運用実績のない基金を除く)を対象としているが、調査票の提出期限(平成27年9月30日)までに解散又は過去分の代行返上の認可を受けている基金は対象から除いている。

- ・ 会員DBは、調査票送付時点(平成27年7月30日)の連合会会員を対象としている。
- ・ 会員外DBは、①過去2年に本調査の回答があったDB、及び②①以外のDBの中から無作為抽出したDBを対象としている。

* 本調査時点では決算数値等が確定していない場合もあることから、回答には予定を含む。

* 確定給付企業年金においては、平成26年4月1日から平成27年3月末までのいずれかの日を計算基準日とする決算に基づいた回答である。

(参考)過去の調査の対象及び回答数

	調査対象数	回答数	回答率	
2011年度	会員	1395	1386	99.4%
	厚生年金基金	576	575	99.8%
	確定給付企業年金	819	811	99.0%
	基金型	584	584	100.0%
	規約型	235	227	96.6%
	確定給付企業年金(会員外)	2129	867	40.7%
2012年度	会員	1367	1356	99.2%
	厚生年金基金	554	554	100.0%
	確定給付企業年金	813	802	98.6%
	基金型	579	577	99.7%
	規約型	234	225	96.2%
	確定給付企業年金(会員外)	2110	838	39.7%
2013年度	会員	1326	1297	97.8%
	厚生年金基金	516	505	97.9%
	確定給付企業年金	810	792	97.8%
	基金型	577	576	99.8%
	規約型	233	216	92.7%
	確定給付企業年金(会員外)	2131	801	37.6%

Ⅲ.積立水準の概要

	調査対象	回答数	基準値		回答制度 単純平均	前年度末 単純平均		
			1.00 以上	1.00 未満				
厚生年金基金	①純資産額/責任準備金	件数※1	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.08 (※2 1.03)	1.02 (※2 0.99)	
		157	150 95.5%	126 84.0%	24 16.0%			
	②純資産額/最低責任準備金	件数※1	件数 率	1.10 以上	1.10 未満	1.46 (※2 1.27)	1.41 (※2 1.33)	
		157	150 95.5%	121 80.7%	29 19.3%			
	③純資産額/最低積立基準額	件数※1	件数 率	0.96 以上	0.96 未満	0.95 (※2 0.87)	0.92 (※2 0.88)	
		157	150 95.5%	72 48.0%	78 52.0%			
	④(数理上資産額+許容繰越不足金) /責任準備金	件数※1	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.20	1.16	
		157	149 94.9%	146 98.0%	3 2.0%			
	⑤純資産額 /(数理債務+最低責任準備金)	件数※1	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	0.98 (※2 0.92)	0.91 (※2 0.87)	
		157	157 100.0%	64 40.8%	93 59.2%			
	確定給付企業年金(会員DB)	①純資産額/責任準備金	件数	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.25	1.19
			829	634 76.5%	618 97.5%	16 2.5%		
		②純資産額/最低積立基準額	件数	件数 率	0.96 以上	0.96 未満	1.30	1.19
			829	634 76.5%	552 87.1%	82 12.9%		
		③(数理上資産額+許容繰越不足金) /責任準備金	件数	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.38	1.33
			829	631 76.1%	630 99.8%	1 0.2%		
		④純資産額/数理債務	件数	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.07	0.96
			829	634 76.5%	398 62.8%	236 37.2%		
参考(会員外DB)		①純資産額/責任準備金	件数	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.16	1.11
			2156	720 33.4%	574 79.7%	146 20.3%		
		②純資産額/最低積立基準額	件数	件数 率	0.96 以上	0.96 未満	※3 1.79	1.76
			2156	719 33.3%	685 95.3%	34 4.7%		
	③(数理上資産額+許容繰越不足金) /責任準備金	件数	件数 率	1.00 以上	1.00 未満	1.32	1.27	
		2156	695 32.2%	694 99.9%	1 0.1%			

※1 解散・代行返上計画に基づく財政検証を実施した厚生年金基金は、積立水準の調査対象としていない。

※2 解散・代行返上計画に基づく財政検証を実施した厚生年金基金を含む平均(2014年度334件)。

※3 適格退職年金の給付を承継した確定給付企業年金は、平成29年3月までの経過措置として、一定の基準で所定の額を最低積立基準額から控除することができる(控除できる額は年々減少)。会員外の確定給付企業年金は当該経過措置を適用している制度が多いため、②「純資産額/最低積立基準額」の積立水準は高く算出される。